

意見書

山形県農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）が実施した平成30年度農地中間管理事業について、農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第4項の規定に基づく意見は、下記のとおりである。

記

○ 基盤整備（耕作条件改善）の推進について

一定の集積が進んだ本県においては、集約化を図ることで作業効率を高め、より集積面積を拡大し、大規模経営を担える経営体の法人化を推進する必要性は理解できる。

一方、本事業2期目の今後5年間は、いよいよ高齢農業者の離農期にあたる。稲作付けにおけるスケールメリットも一定水準を超えると頭打ちとなることや、受け手である法人にも余力が無く、もはやこれ以上の集積は困難と見込まれる。

今後、受け手への面積拡大を図るには、中山間地農地の整備はもちろんのこと、平場農地の再（大区画化）基盤整備による耕作条件の向上と合わせて取り組まなければならない。その際には、担い手負担はもちろんのこと地元自治体負担金の軽減への支援が求められる。

○ 担い手への集積率向上と経営状況の分析について

機構事業発足から5年間の本県の集積率の向上成果について、平場の田を中心に集積が進んできた状況を確認した。そのような状況下、集積が進むことで経営体の経営状況は改善しているのか。また、今後の課題とされている中山間地農地や樹園地を担い手が集積していくことで、作業効率等が低下し収益率の悪化を招く等の支障が生じないのか。2期目へ向け更なる上積みを目指し地域へ集積を働き掛けていく上で、集約することでどの程度コスト削減できるのかの分析結果を示し、地域の合意形成に役立てていく必要がある。

○ 担い手農家（新規就農者）への支援体制整備と制度創設について

現状、高齢農業者によってかろうじて支えられている地域営農が、将来（15年後）の人口推計予測等に照らした担い手予測試算の結果、担い手が全て市町村基本構想水準を達成したとしても地域の生産力を維持できなくなるような地域が現れることに対して、関係者の危機感が薄い。

志を持った新規就農者へ上手く農地を継承し地域を担っていただく上で、適切な規模で営農するための経営スキル習得機会の付与、経営基盤が安定するま

で（5年間程度）の納税減免や第三者継承における税制優遇などの制度創設により、本気で地域担い手後継者を育成していかなければならない。

○ 地域の担い手の人材発掘と集中支援について

高齢農業者の離農期を控え、地域において、改めて担い手の人材発掘が必要である。その上で、地域において担い手と認められた者へは、より大規模な営農に取り組んでもらわねばならないことから、これまでの中規模以下農家等への均等な支援を振替えて集中させていくことが必要ではないか。一方、地域の付託を受けた担い手に全てを任せるのではなく、急病等で営農者が離農せざるを得ない状況となった際に、地域の問題として皆で協力して引き受けていく形が上手く回っていくよう、地域の意識共有を図っていく必要がある。

令和元年6月28日

山形県農地中間管理事業評価委員会

委員長 小 沢 互

委 員 齋 藤 一 志

委 員 佐 貝 全 健

委 員 原 田 眞 樹

委 員 松 田 一 彦